

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号) . . . . . 1

改正案	現行
<p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項本文の規定にかかわらず、交差点又はその直近に横断歩道等を設ける場合であつて次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該横断歩道等についての同項本文の規定による道路標識のうち当該各号に定めるものを設置しないことができる。</p> <p>一 交差点の全ての入口又はその直近に横断歩道が設けられることとなる場合 当該交差点の出口へ進行する車両又は路面電車（次号において「車両等」という。）に対面する道路標識</p> <p>二 交差点又はその手前の直近に法第四十三条前段の道路標識が設置され、当該横断歩道等の直前において車両等が一時停止すべきこととなる場合 当該車両等に対面する道路標識</p> <p>5・6（略）</p> <p>（最高速度）</p> <p>第十一条 法第二十二條第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七條において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速度自動車国道の本線車道（第二十七條の二に規定する本線車道を除く。第一号イ及び第二十七條</p>	<p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4・5（略）</p> <p>（最高速度）</p> <p>第十一条 法第二十二條第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七條において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速度自動車国道の本線車道（第二十七條の二に規定する本線車道を除く。次条第三項及び第二十七條</p>

において同じ。)並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路(以下この条及び次条において「一般道路」という。)を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては次の各号に掲げる一般道路の区分に応じ当該各号に定める速度、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。

一 次に掲げる一般道路 六十キロメートル毎時

イ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

ロ 自動車専用道路

ハ 道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

ニ 道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

二 前号に掲げる一般道路以外の一般道路 三十キロメートル毎時

(最高速度の特例)

第十二条 自動車(内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車を除く。)が他の車両を牽引して道路(前条第二号に掲げる一般道路を除く。)を通行する場合(牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。)の最高速度は、同条及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

条において同じ。)並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては六十キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。

(新設)

(新設)

(最高速度の特例)

第十二条 自動車(内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車を除く。)が他の車両を牽引して道路を通行する場合(牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。)の最高速度は、前条及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

一 車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。以下同じ。）が二千キログラム以下の車両をその車両の車両総重量の三倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合 四十キロメートル毎時

二 前号に掲げる場合以外の場合 三十キロメートル毎時

2 (略)

3 法第三十九条第一項の緊急自動車が一般道路を通行する場合の最高速度は、前条及び前二項の規定にかかわらず、八十キロメートル毎時とする。

一 車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。以下同じ。）が二千キログラム以下の車両をその車両の車両総重量の三倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合 四十キロメートル毎時

二 前号に掲げる場合以外の場合 三十キロメートル毎時

2 (略)

3 法第三十九条第一項の緊急自動車が高速度自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、前条及び前二項の規定にかかわらず、八十キロメートル毎時とする。